

第七十三回帝國議會 昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ外六件委員會議錄(速記)第十五回

會議

昭和十三年二月二十四日(木曜日)午前十一時十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 一松 定吉君

理事池本甚四郎君 理事森下 國雄君

理事川崎巳之太郎君 理事藤本 捨助君

櫻井兵五郎君 池田 秀雄君

篠原 陸朗君 飯田 助夫君

今成留之助君 田中 源君

濱地 文平君 江羅直三郎君

星 一君 野中 徹也君

野溝 勝君 川村保太郎君

馬場 元治君

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 木暮武太夫君
特許局長官 石井 銀彌君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
特許法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
商標法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
商標法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

不正競争防止法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
辨理士法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
過般モ本委員會ノ問題ニナリマシタ通リ非
常ニ取扱ガ遲延スル虞ガアルノデゴザイマ
シテ、成ベク出願者ノ意思ヲ尊重サレマシ
テ此發錄可否ノ採決ヲ今一層當局ニ於カセ
ラレマシテハ早ク之ヲ解決シテ下サルヤウ
ニ致シテ貴ヒタイト云フコトヲ希望致シタ
イノデアリマス

○一松委員長 前會ニ引續キ是ヨリ會議ヲ
開キマス、外ニ御質疑ハアリマセヌカ——
質疑ナシト認メマス、ソレデハ議案全部ヲ
議題ニ供シ是ヨリ討論ニ入リマス、通告順
ニ依リ發言ヲ許シマス——今成委員
○今成委員 此委員會ニ付託ニナリマシク
モウ一ツハ辨理士法ノ第五條ノ點デゴザ
イマス、是ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル
者ハ永久ニ失格トノ改正デゴザイマスルガ、
是ハ現在ノ法制ノ上ニ於キマシテ稍氣ノ毒
ナ感ガゴザイマス、併シ辯護士法トノ關係モ
ゴザイマシテ、現行辯護士法トノ對照ノ上
カラ申シマシテ其權衡ヲ御執リニナッタ
テ、私共其案ノ内容ヲ檢討致シマスト多少
實情ニ副ハザルヤウナ感モアリマスケレド
モ、貴族院トノ關係モゴザイマスノデ、原
案全部ニ贊成ノ意ヲ表シタイト思ヒマス、
唯二ツノ希望條項ヲ附シタイト思ヒマス
其一つハ、發明特許ニ關シマシテハ倫敦
辯護士法ト同様ニ改正サレルコトヲ御願致
シマシテ原案全體ニ贊成致シタイト思フノ
デアリマス、是ハ私共ノ方ノ同志ノ方ノ御
ケレドモ、現在ノ特許ノ取扱ニ付キマシテ、
ノ意ヲ表シタイト思フノデゴザイマス

○星委員 改正ハ進歩ニ伴フ必然カラ來マ
シタモノトシテ贊成ノ意ヲ表シマス、之ニ
贊成ヲスルト共ニ希望ヲ申上ゲテ御願申シ
テ置キタイト思ヒマス、ソレハ今モ今成委
員カラ申サレタヤウニ審査ヲモット早クシ
テ戴キタイノデアリマス、審査官ノ任務ニ
付テ今ノ特許局ニ於テハ其任務ガ間違ツテ
居リハセヌカト思ヒマス、日本ノ官吏ハ積
極的ニ人民ノ發明ヲ指導シテ行クト云フノ
ガ其任務デアラウト思ヒマスケレドモ、併
シ官吏ノ大部分ハ如何ニセバ人民ノ要求ヲ
拒絶シ得ルヤト云フコトヲ考ヘテ居ルヤウ
ニ思ヒマス、サウ云フ傾向ハズット以前ヨリ
アルノデアリマス、ソレデ私ガ大正四年頃
カラ官吏學ト云フ本ラ書キ始メタノモソレ
カラ起シテ居ルノデアリマス、今尙ホサウ
云フ傾向ガアル、殊ニ特許局ニ於テサウ云
フ傾向ガアツテハ日本ノ進歩ヲ妨害スルモ
ノト思フノデアリマス、審査官ノ任務ハソ
レハ何デアラウト、是ハ前ニ是ト等シイ物

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
特許法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
不正競争防止法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
商標法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
辨理士法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

ガアッタカドウカ、前ノ人ノ特許ヲ侵害スル
カドウカト云フコトサヘヲ考慮スレバ宜イ
ノデ其内容ノ價値ニ至ツテハ餘リ立入ルベキ
モノデハナカラウト思フ、ソレニ立入ルノ
ハ、其特許ヲ以テ人ニ損害ヲ與ヘルモノガ
出來テハ困ルト云フ、所謂人民ハ惡イコト
ヲスルト云フサウ云フ考カラ起ツタヤハリ古
イ思想デアラウト思フノデアリマス、サウ云
フ特許カラ起ツテソレニ依ツテ損害ヲ蒙ムル者
ガ有ラウト無カラウト、ソレハ特許ノ審査
官ノ關係シタモノデハナカラウト思フ、サ
ウ云フコトハ銘々ニ任ズベキデアル、斯様
ナコトハ畢竟發明發達ノ上ニ於テ當然アル
ベキ行程デアッテ、又ソレガ宜イコトト思ヒ
マスカラ、金ヲ持ツテ居ル人ニ特許ノ善惡ヲ判
斷スル知識ヲ銘々ニ與ヘル、審査官ガソコ
迄思遣リヲスル爲ニ、審査ノ本務ヲ忘レ
テ、ソレガ今ノヤウナ遲延ヲシテ居ル所以
ダト思ヒマス、ドウゾソレノナイヤウニ、
即決ト迄ハ行カヌデモ其ヤウニ御願シタ
イ、ソレカラモウ一ツ國ノ輸出ト云フモノハ
發明ト伴フモノデアリマス、歴史上カラ考ヘ
テモ文化輸出ノナイトニハ物資ノ輸出ハア
リマセヌ、西班牙ハ曾テ學者ヲ尊重シテ考
案ニ力ヲ盡シタ爲ニ、世界一ノ大文化國、
大強國トナリマシタ、併ナガラ英國ニ發明

者ガ出テ西班牙ハ輸出スル物ガナイ、其輸出スル文化ヲ失ツタカラ物資ノ輸出ガナクナツタノデアリマス、ソコデ物質的輸出ト云フコトハ智能的輸出ト、イツデモ不可分デアルト云フコトヲ歴史ハ示シテ居リマス、今ヤ日本ハ一年ニ百億カラノ金ヲ使ハナケレバナラヌ大切ナ時期ニアリマス、又サウ云フコトヲ是カラズット續ケナケレバナリマセヌ、支那事變ハ是カラ事變ト云フ名前ハ變ルカモ知レマセヌガ、是ハ未來永劫、子孫ニ迄此事變ヲ繼續シテ行クベキモノト思ヒマス、ノミナラズ吾々ハ神代ノ時代カラ支那ヲ援ケテ行クヤウニ、此國モ出來テ居ルト思ヒマスカラ、サウ云フ大キナ任務ヲ遂行スル上ニ於テモ、ソレカラ又今ノ智能的活躍所謂發明ガ大切ダト思ヒマスカラ、ドウゾ先達モ希望ヲ申上げマシタガ、少クモ一億圓ヅ、ノ發明ノ懸賞ト云フヤウナコトヲ早速ヤツテ戴キタイト思ヒマス、此希望ヲ以テ贊成ヲ致シマス

成スルト云フコトカラ提案サレタモノデアリマスカラ、沟ニ已ムヲ得ナイモノデアリマス、又實體的ニ申シマスナラバ、產業ノ發達ニ非常ニ關係アル發明、或ハ考案、其進歩ニ對シマシテ一段ノ改善ヲ加ヘルト云フノデアリマスカラ、是ハ妥當ナコトデアリマシテ、欣然三法律案ニ對シマシテ贊意ヲ表シタイト思ヒマス

更ニ辨理士法中改正法律案ハ、是モ亦產業ノ發達ニ伴ヒマシテ、發明或ハ考案ト云フヤウナモノノ請求トカ、或ハ出願、斯ウ云フモノガ殖エテ來マシテ、辨理士業ノ重要性ヲ加ヘル、隨テ辨理士ノ品位、或ハ權威ノ向上ヲ必要トスルト云フ意味ニ於キマシテ、御提案ニナツタモノノデアリマスカラ、是亦妥當ナ御提案ト思ヒマシテ贊意ヲ表スル次第デアリマス、唯從來御當局ニ於カレマシテ十分ノ御注意、或ハ御努力ヲ下サッテ居リマスガ、尙ホ此委員會ニ於キマシテ色々ナ委員カラ質問ノアリマシタヤウナ遺憾ナ點ガアル、今モ希望ノ開陳ヲ見タヤウナ次第デアリマスカラ、益御盡力下サイマシテ、或ハ御注意戴キマシテ、此法律ノ運用ニ付キマシテ間然スル所ナイヤウニ期待致シマス

次第デアリマス、ソレト同時ニ其實體關係デアリマス發明デアルトカ、考案ナドノ光彩陸

出ルヤウニ、實質的ニ御努力願ヒタイ、斯ウ云フコトヲ申添ヘマシテ、私ノ俱樂部ノ總意ト致シマシテ贊意ヲ表スル次第デアリマス
○野溝委員 只今議題ニ上リマシタ特許法中改正法律案以下三案ニ付キマシテ、社會大衆黨ニ於キマシテハ贊成ノ意ヲ表スルノデアリマス、唯一ニ希望ヲ申上ゲテ置キタイト思フノデアリマスガ、ソレハ前同僚ニ依ツテモ言ハレテ居リマスガ、許可申請ニ對シマシテ迅速ニ其申請書類ヲ取扱ツテ貰ヒタイト云フコトガ一ツ

ヌガ、兎ニ角サウシタ無名發明家ヲ大イニ

援護ヲ致シマシテ、其機能ヲ充實セシムル

コトハ、國庫ノ財政上ニモ亦多クノ收入ヲ

齎ラシテ來ルト云フ結果ニナリハセヌカト

云フ考ヲ持ッテ居ルモノデアリマス、如上ノ

意味カラ無名發明家ニ對スル優遇助成ノ機

關ヲ速ニ設置スルヤウニシテ貰ヒタイ、以

上二點ヲ希望申上ゲマシテ、議題ニ上リマ

シタ改正法律案四案ニ對シマシテ、賛成ノ

意ヲ表スルモノデアリマス

○一松委員長 討論ハ終結致シマシタ、ソ

レデハ特許法中改正法律案、商標法中改正

法律案、不正競争防止法中改正法律案、辨

理士法中改正法律案ノ四案ニ對シマシテ採

決ヲ致シマス、此法律案ニ御賛成の方ノ起

立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○一松委員長 起立總員、ソレデハ本案ハ

全部可決確定致シマシタ、之ニ依ッテ付託セ

ラレマシタ議案全部ヲ議了致シマシタ――

此際委員長ト致シマシテ御挨拶ヲ申上ゲマ

ス(拍手)長ラクノ間各委員諸君ガ、熱心ニ

付託セラレマシタ法案ニ對シマシテ、御審

議ヲ盡サレマシタコトニ對シマシテ委員長

トシテ洵ニ感激ニ堪ヘマセヌ、茲ニ厚ク感

謝ノ意ヲ表シマス(拍手)――本日ハ是ニテ

散會致シマス

午前十一時三十分散會

昭和十三年二月二十四日印刷

昭和十三年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者
内閣印刷局